

誓 約 書

建設機械レンタル業者の登録にあたり、下記事項について誓約致します。

年 月 日

申請者

印

一般社団法人日本建設機械レンタル協会

会長 角口 賀敏 殿

記

【営業所の配置状況に関する事項】

- 登録申請書別紙②（様式第3号）又は営業所新設届又は営業所配置状況現況報告別紙（様式第7号）に記載された情報に虚偽、申告漏れがないこと。

【自己資本金に関する事項】

- 直近の決算期において、自己資本の金額が500万円以上であること。

純資産合計	千円
貸借対照表日（決算日）	年 月 日

※ 概ねの自己資本の金額を把握するための情報として、純資産合計の金額を記載すること。
必要に応じ、上記を証明する書類として日本建設機械レンタル協会から貸借対照表など、上記を証するための書類提出を求められることがある。

【品質確保に関する事項】

- レンタル機械器具の点検整備ができる組織及び人材を確保していること。
- 建設機械器具入出庫整備関連資格申告書（様式第4号）の記載内容に虚偽または不正がないこと。

【誠実性担保に関する事項】

- 刑法等（6. に掲げるものを除く）に違反したことにより、禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない取締役、執行役員が所属していないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない取締役、執行役員が所属していないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。
- 暴力団排除条項を含む契約書等を使用すること（使用を推奨すること）、又は契約を締結する際に契約の相手方から、自己が暴力団員、暴力団関係者でないことを表明する書面（表明確約書）の提出を推奨すること。
- 申請書類一式に虚偽または不正な記載がないこと。
- 建設機械レンタル業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。